

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
さろまちょう	平成22年度～平成25年度
佐呂間町	

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
農務課	01587-2-1209	01587-2-3368	noumu@town.saroma.hokkaido.jp

【記入要領】

計画主体名

・市町村名にはふりがなをふる

計画期間

・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

連絡先

・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

メールアドレス

・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住人口の確保	1.03ポイント	{計画期間内の転出入割合76.83%(目標)-計画期間前の転出入割合75.80%(現状)} =1.03%

事業活用活性化計画目標の設定根拠

平成22年度から事業を開始し、新規就農者及び後継者(1ターン)、区域外からの農業就労者が増加し転入者が増加する。

年度	現況H18~21				目標H22~25			
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
転入人口	159	206	155	144	168	169	167	169
合計	664				673			
転出人口	226	210	248	192	219	219	219	219
合計	876				876			
転入出割合	75.80%				76.83%			

現況は、町作成の「異動者一覧表」より記載。
転入人口は計画期間前平均値+9名(新規就農者・後継者・1ターン及び区域外農業就業者数の見込)
転出人口は、計画期間前平均値とする。
数値については、9月30日を基準とする。

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
地域産物の販売量の増加	2.94%	{計画期間内の生乳出荷乳量191,039t(目標)÷計画期間前の生乳出荷量185,579t(現状)}×100-100=2.94%

事業活用活性化計画目標の設定根拠

平成24年8月からTMR供給を開始し、平成25年度を目標年と設定。飼養頭数および個体乳量増により生乳出荷量が増加する。

年度	現況H18~21				目標H22~25			
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
出荷乳量(t)	48,766	46,866	44,998	44,949	45,230	45,512	45,793	54,504
計	185,579				191,039			
出荷戸数	142	137	127	119	115	113	113	113
計	525				454			
経産牛頭数	6,181	6,001	5,717	5,606	5,449	5,400	5,500	6,000
計	23,505				22,349			
1頭当り乳量(kg)	7,890	7,810	7,871	8,018	8,301	8,428	8,326	9,084
平均	7,897				8,535			

現況乳量は、ホクレン出荷乳量(各年度1~12月)より、現況頭数・戸数は、網走農業改良普及センター調べより記載。

目標戸数・頭数は、農協実施の意向調査より記載。
H22~24の目標乳量は、H22の出荷予測の伸びを前年度の出荷乳量に加算。H25の乳量はTMRセンター参加者の乳量増加見込みを加算した。
※TMRセンター参加者の乳量増加見込みは、TMR給与による個体乳量の増加量を基礎とする。

※1頭当り乳量=出荷乳量÷経産牛頭数×1,000(小数点第1位を四捨五入)

事業活用活性化計画目標		増加率等の算出
	増加率等	
地域産物の販売量の増加(麦施設)	19.03%	目標(H22～H25)の販売量 20,670t ÷ 現状(H18～H21)の販売量 17,365t × 100-100= 19.03%

事業活性化計画目標の設定根拠

・過去5中3年の平均販売単収から目標単収を設定し、H22～H25の作付計画に対して乗し販売量を求めた。

販 売 量 (単位:t)								
品 種	現況H18～21				目標H22～25			
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
ホクシン	4,580	4,163	3,473	3,558	2,854			
きたほなみ				336	1,377	5,006	5,006	5,006
春よ恋	230	151	215	129	191	222	222	222
大 麦	166	100	140	124	141	141	141	141
合 計	17,365				20,670			

面 積 (単位:ha)								
品 種	現況H18～21				目標H22～25			
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
ホクシン	867.60	831.59	794.95	717.74	573			
きたほなみ				55.09	231	840	840	840
春よ恋	69.88	60.09	61.82	62.48	69	80	80	80
大 麦	51.01	43.36	42.13	46.00	46	46	46	46

反 収 (単位:kg/10a)								
品 種	現況H18～21				目標H22～25			
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
ホクシン	527.9	500.6	436.9	495.7	498			
きたほなみ				609.5	596	596	596	596
春よ恋	329.1	251.3	347.8	206.5	277	277	277	277
大 麦	325.4	231.3	332.3	269.6	306	306	306	306

現況販売量・面積及び反収は、佐呂間町農協販売実績数値より記載。
 目標販売量は、面積に反収を乗じた数値を記載。
 目標面積は、農協実施の意向調査より記載。
 目標反収は、5中3年平均反収に製品歩留りを乗じた数値を記載。

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。

事業活用活性化計画目標の設定について

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用するに当たっては、実施要領の別紙に定める事業活用活性化計画目標を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。目標の設定に当たっては各項目毎に以下に定めるところによるものとする。

目標番号	事業活用活性化計画目標の項目及び設定の考え方
1	<p>定住人口の確保</p> <p>設定する目標は計画区域における転出入割合の増加とし、次により求めることとする。</p> <p>計画区域における定住人口の確保(ポイント)＝(計画期間内の転出入割合(%) (目標)－計画期間前^{※注3}の転出入割合(%) (現状))</p> <p>注1 転出入割合＝転入人口÷転出人口×100(四捨五入により小数点第2位まで求める。また、転出人口が「0」の場合は「1」として計算する。)</p> <p>2 転出入は計画区域の転出入人口</p> <p>3 計画期間と同じ年数とする。</p>
2	<p>交流人口の増加</p> <p>設定する目標は計画区域外からの入込客数の増加率とし、次により求めることとする。</p> <p>計画区域における交流人口の増加(%)＝計画期間内の計画区域外からの入込客数(人)(目標)÷計画期間前の^{※注3}計画区域外からの入込客数(人)(現状)×100－100</p> <p>注:1 計画区域外からの入込客は、日帰り客だけでなく宿泊客等、全てを含めた入込客とする。</p> <p>2 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p> <p>3 計画期間と同じ年数とする。</p>
3	<p>滞在者数及び宿泊者数の増加</p> <p>設定する目標は計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加(%)＝(計画期間の滞在者数及び宿泊者数(人)(目標)÷計画期間前^{※注2}の滞在者数及び宿泊者数(人)(現状))×100－100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p> <p>2 計画期間と同じ年数とする。</p> <p>3 計画期間前の滞在者数及び宿泊者数が「0」の場合は「1」として計算する。</p>
4	<p>地域産物の販売額の増加</p> <p>設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加(%)＝(計画期間内の地域産の農林水産物の販売額(千円)(目標)÷計画期間前^{※注2}の地域産の農林水産物の販売額(千円)(現状))×100－100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p> <p>2 計画期間と同じ年数とする。</p>

5	<p>地域産物の販売量の増加</p> <p>設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売量の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域において生産された農林水産物の販売量の増加(%) = (計画期間内の地域産の農林水産物の販売量(t)(目標) ÷ 計画期間前※注2の地域産の農林水産物の販売量(t)(現状)) × 100 - 100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。 注2 計画期間と同じ年数とする。 注3 地域産の農林水産物の販売量について、その種類が多様であることから合計の増加率を設定することが適当でない場合は本交付金の活用により販売量の増加が見込まれる代表の農林水産物の販売量について記入すること。</p>
6	<p>定住等の促進に資する遊休農地の解消</p> <p>設定する目標は計画区域における遊休農地の解消に向けた調査面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における遊休農地の解消に向けた調査面積(ha) = 計画期間内の計画区域における遊休農地の実態等の調査対象面積(ha)</p>
7	<p>設定する目標は計画区域における遊休農地の解消面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における遊休農地の解消面積(ha) = 計画期間内の計画区域における土地条件整備による遊休農地の解消面積(ha)</p>
8	<p>定住等の促進に資する担い手への農地利用集積</p> <p>設定する目標は計画区域における担い手への農地利用集積率の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における担い手への農地利用集積率の増加(ポイント) = (計画期間終了時の事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha) ÷ 事業の受益面積(ha))(目標) × 100 - (事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha) ÷ 事業の受益面積(ha))(現状) × 100</p> <p>注1 担い手とは、農村振興局長が別に定める基準に適合する農業者又は農業者の組織する団体とする。 注2 担い手への農地利用集積率とは、対象事業の受益面積(ha)に占める担い手の経営等農用地(所有権若しくは利用権に基づき又は農作業受託により集積された農用地をいう。)面積(ha)の割合とする。(四捨五入により小数点第2位まで求める)</p>
9	<p>定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保</p> <p>設定する目標は計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)</p>
10	<p>定住等の促進に資する基盤整備の円滑化</p> <p>設定する目標は計画区域における区画整理事業又は交換分合着手までの年数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における区画整理事業又は交換分合着手までの年数(年) = 事業実施後、区画整理事業又は交換分合の着手までの年数(年)</p>

11	<p>定住等の促進に資する農用地の集団化</p> <p>設定する目標は計画区域における分散された農地が集団化される割合とし、以下により求めることとする。ただし、農地が集団化される場合に代えて農村振興局長が別の場合を定める場合には、その割合を目標とし、農村振興局長が別に定めるところにより求めることとする。</p> <p>計画区域における農地の集団化率(%) = (計画期間前の事業実施地区の団地数 - 計画期間終了時の団地数) ÷ (計画期間前の事業実施地区の団地数 - 地区内の耕作者数) × 100</p> <p>注: 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p>
12	<p>農山漁村景観を活かした取組の増加</p> <p>設定する目標は計画区域における農山漁村景観に関する活動数の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における事業の実施を契機とした農山漁村景観の維持・保全・利活用等の活動数の増加数(回) = 計画期間内の活動数(回) - 計画期間前※注1の活動数(回)</p> <p>注: 1 計画期間と同じ年数とする。 2 農山漁村景観に関する活動とは、交付対象事業により整備した施設等の保全・維持管理等に関する活動、農山漁村景観の維持・保全に資する活動及び農山漁村景観の利活用等を行う活動をいう。</p>
13	<p>自然環境の保全・再生に向けた取組の増加</p> <p>設定する目標は計画区域における環境創造に資する取組数の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域内における事業の実施を契機とした環境創造に資する取組数の増加数(回) = 計画期間内の取組数(目標) - 計画期間前※注1の取組数</p> <p>注: 1 計画期間と同じ年数とする。 2 環境創造に資する取組とは、ビオトープの管理活動等の自然環境の保全・再生を目的とした地域住民等による活動をいう。</p>
14	<p>定住者又は来訪者の安全確保</p> <p>設定する目標は計画区域における一時避難場所の面積の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における一時避難場所面積増加率(%) = 計画期間終了時の一時避難広場面積(m²)(目標) ÷ 計画作成時の一時避難広場面積(m²)(現在) × 100 - 100</p> <p>注: 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p>

注 現状の数値は直近の数値とし、前年度実績等により記入することとする。

Ⅱ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
乾燥調製貯蔵施設	佐呂間	土地造成工事 調査設計費 飼料調製棟 飼料貯蔵施設 フォークリフト 圧縮梱包設備 飼料タンク 飼料混合機 ホイルローダー	1 式 1 式 1 棟 31 基 1 台 2 台 17 基 2 台 2 台	H23	佐呂間町農業協同組合	894,748	381,677	4.5/10	381,677	施設及び農作業受委託により雇用が確保され、労働力の軽減から離農抑制、後継者のUターン、新規就農、大型法人化等による農業就労者増加が期待され、定住人口の確保につながると考えております。 また、事業導入により、飼料作物生産作業・給餌作業の労働が減少し、労働力を搾乳作業に特化することが可能になることから、乳牛飼養頭数の増加が見込まれ、生乳販売量が増加します。 粗飼料を高性能機械及び集約した設備において収穫・貯蔵することにより、短期間に高品質な粗飼料を確保が可能になり、乳牛個体乳量の増加が見込まれます。 TMRを給与することにより、牛の消化生理に合った混合飼料を給与でき個体乳量の増加が見込まれます。
高生産性農業用機械施設		自走モアコン 堆肥散布機 尿散布機	1 台 1 台 1 台			42,240 10,000	14,080 4,500	1/3 4.5/10	14,080 4,500	
乾燥調製貯蔵施設	佐呂間	基礎工事 荷受施設整備 乾燥機増設 貯留施設 サイロ増設 各附帯装置	1 式 1 基 2 基 5 基 4 基 1 式	H22 H23	佐呂間町農業協同組合	49,100 838,200	24,550 419,100	1/2	24,550 419,100	麦の乾燥調整貯蔵施設を増設することにより輪作上の基幹作物である小麦の高品質高収量品種の導入を可能にし販売性を高め販売量を確保することができ、増産体制を確保することで輪作体系の改善を図り、小麦の増産から農業経営を安定させ、離農の抑制や後継者のUターンを促し、定住人口の確保が図られます。
合 計						1,834,288	843,907		843,907	

【記入要領】

- 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- 創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性について併せて記載すること。
- 事業メニューには、実施要領の別表の事業メニュー名を記入すること。
- 地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- 事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- 事業規模は、施設毎の棟数と床面積、農道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- 実施期間は、原則として3年以内とすること。
- 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

Ⅲ 優先枠等を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

1 生産製造連携事業計画優先枠

優先枠の種類	事業メニュー名	地区名	優先枠に係る事業内容
1 生産製造連携事業計画優先枠			

2 再生可能エネルギー供給施設整備優先枠

優先枠の種類	地区名	優先枠に係る事業内容
2 再生可能エネルギー供給施設整備優先枠		

3 輸出促進条件整備事業

優先事項の種類	事業メニュー名	地区名	優先事項に係る事業内容
3 輸出促進条件整備事業			

【記入要領】

- ①必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ②優先枠を活用する事業とは、予算の優先枠(生産製造連携事業計画優先枠及び再生可能エネルギー供給施設整備優先枠)の対象となる事業であり、具体的には、要件類別番号32又は要件類別番号33を満たすものがその対象となる。
- ③生産製造連携事業計画優先枠に係る優先枠事業を実施しようとする場合には、全体事業計画のうち、要件類別番号32に係る部分の事業内容について記載すること。
- ④再生可能エネルギー供給施設整備優先枠に係る優先枠事業を実施しようとする場合には、全体事業計画のうち、要件類別番号33に係る部分の事業内容について記載すること。
- ⑤事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。
- ⑥地区名には、事業の実施地区名を記入すること。

